平成２４年（フ）第９７３号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地３街区８号棟501号室
債務者　岩永　栄次
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　破産債権の届出期間　平成24年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７２０号
東京都三鷹市中原２丁目３―15
債務者　清水　修二
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　渉
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４８号
埼玉県川口市西青木１丁目６番２号　青木耐火住宅ＲＡ棟402号室、住民票上の住所千葉県松戸市中金杉４丁目67番地　ハウス城跡101号
債務者　千田　賢一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澁川　達夫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５６号
千葉県柏市松ケ崎1030番地の10
債務者　坂内　浩典
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見付　泰範
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２５７号
千葉県柏市松ケ崎1030番地の10
債務者　坂内　俊昭
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見付　泰範
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７２８号
埼玉県川口市大字安行慈林38―７
債務者　松山　　蕃
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　正隆
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４６号
東京都八丈島八丈町三根1551―１
債務者　小宮山　収
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伯母　治之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４７号
東京都八丈島八丈町三根1551―１
債務者　小宮山亜樹
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伯母　治之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４８号
東京都八丈島八丈町三根1551
債務者　小宮山昭雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伯母　治之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４９号
東京都八丈島八丈町三根1551
債務者　小宮山真実
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伯母　治之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８０４号
東京都新宿区西落合３丁目13―17
債務者　冨張　　隆
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷹見　雅和
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１号
岐阜県高山市国府町今243番地
債務者　淵上　治嗣
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
岡山県津山市上高倉539番地
債務者　水島　知美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　朋大
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月６日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４７号
岡山県津山市上高倉539番地
債務者　水島　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　朋大
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月６日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１５号
島根県江津市跡市町390番地
債務者　佐々木　要
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月18日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
松江地方裁判所浜田支部